

◇番号：201901

◇研究機関名	広島大学	◇不正の種別	謝金の架空請求 (カラ謝金)
◇不正が行われた年度	平成 26, 29 年度	◇最終報告書提出日	令和元年 5 月 10 日
◇不正に支出された 研究費の額	143, 800 円	◇不正に関与した 研究者数	1 人

◇経緯・概要

【発覚の時期及び契機】

平成 30 年 10 月 16 日、学内から通報があり、大学院総合科学研究科の准教授による謝金の架空請求の疑いが生じた。

【調査に至った経緯等】

予備的調査を行った結果、通報内容に合理性があると認められたことから、本調査の実施を決定した。

◇調査

【調査体制】

研究費等不正使用調査委員会（学内委員 5 名、学外委員（弁護士）1 名）を設置して調査を実施。

【調査内容】

- ・ 調査期間
平成 30 年 10 月 26 日～平成 31 年 4 月 22 日
- ・ 調査対象
当該准教授が使用できる全ての研究費について、証拠書類が保管されている期間（平成 23～30 年度）の支出状況等を調査（科学研究費助成事業は、証拠書類が保管されている補助金分平成 25～30 年度、基金分平成 24～30 年度を調査）。
- ・ 調査方法
書面調査、現物調査、当該准教授及び関係者へのヒアリング

◇調査結果

【不正の種別（例）架空請求〔預け金、カラ出張、カラ雇用〕、代替請求等】

謝金の架空請求（カラ謝金）

【不正の具体的な内容】

- ・ 動機、背景
当該准教授は、学内会計規則等に関する認識が不足しており、実験に協力した被験者に対する謝礼について現物支給できないと誤解していた。そのため、当該准教授は私費で被験者に対する謝礼を購入していたが、謝礼の購入に充当できる現金を捻出するため、謝金の架空請求を計画した。
- ・ 手法
当該准教授の研究室の学生を呼び出し、当該学生に授業や T A の予定が入っている時間を確認し、矛盾がないように架空の勤務日、時間を謝金実施計画書に記載させ、当該学生が実験補助の業務を実施したように装った。また、大学から振り込まれた謝金を現金で手渡すよう還流行為の指示を行った。当該学生から現金を受け取った後、研究室内に保管し、被験者に対する謝礼の購入に充てた。

- ・不正に支出された研究費等の種類、額及びその用途（私的流用の有無）

資金の種類別	不正使用額	不正が行われた年度	不正に関与した研究者数
科学研究費助成事業	20,800 円	平成 26 年度	1 人
科学研究費助成事業	123,000 円	平成 29 年度	1 人
計	143,800 円		1 人（実人数*）

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

- ・私的流用の有無

架空請求により大学から振り込まれた謝金の一部については、研究室内に保管されていた領収書の記録や当該准教授の研究室の学生の証言等から、当該准教授の私費と合わせて被験者への謝礼の購入に充当したと判断した。

また、未使用の現金は研究室内に保管されており、私的流用は認められない。

【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

当該准教授自身が、謝金の架空請求を計画し、学生から還流させた現金を受領したことを認めており、また、当該准教授の研究室の学生等の証言や研究室内で管理されているノートで事実確認できたことから、研究費の不正使用を認定した。

◇不正の発生要因と再発防止策

【発生要因】

- ・ 当該准教授は、研究者としての倫理観が欠如していた。
また、今回の事案は、学生が所属する研究室の教員からの指示に基づくものであり、指示を受けた学生は断ることができなかつたものと判断した。
- ・ 当該准教授は、本学の予算執行ルール等に関する認識が不足していた。
- ・ 本学の謝金支給にかかる手続において、謝金実施計画書・報告書は事務室で保管し、業務の都度受け渡すこととなっているが、業務の実施が勤務時間外であることから、当該講座事務室では保管しておらず、実施確認者である当該准教授に常に渡したままにしていた。

【再発防止策】

- ・ 謝金に限らず、様々な手続において、事実と異なる書類を提出することは、不正行為であり、懲戒処分の対象となる可能性があることを、平成 31 年 4 月に部局長等意見交換会を通じ、所属する全教員に改めて周知した。
また、本学で研究費等を使用する際に必ず使用する会計システム上において、毎年度（会計システムの年度更新後の 4 月末頃）及び本学に採用され初めての利用時に、「事実と異なる書類を提出することは、不正行為であり、懲戒処分の対象となる可能性があること」を表示し、周知した。
- ・ 所属する全教員に対し、学内の予算執行や競争的資金等の予算執行について不明な点があれば、必ず事務担当者に相談・確認することを、平成 31 年 4 月に部局長等意見交換会を通じ、改めて周知した。
また、新採用教職員研修や研究倫理教育・コンプライアンス教育の資料に、今回の不正等の事例について発生要因も含め具体的に記載し、平成 31 年 4 月の新採用教職員研修で注意喚起を行った。令和元年 10 月以降に実施する学生に対する教育の資料にも具体的な記載を追加する。
- ・ 今回の事案では、業務を実施した学生が、教員のみと対応したことが 1 つの要因であり、牽制の意味を含めて、手続上、学生自身が第三者と接するような事務手続フローを明確にし、実行していく。

具体的には、業務を行った学生本人が、謝金実施報告書を事務担当者（第三者）へ持参の上、提出することとし、事務担当者は学生証等で本人確認を行い、「報告書の内容に間違いがないか」学生に質問し、学生本人から受領したことを記録（チェック）することとする。

さらに、内部監査において、毎年度実施している科学研究費助成事業の特別監査の中で、サンプリングとして、給与に準ずる謝金の支給を受けた学生の一部を対象に、勤務実態についてのヒアリングを新たに実施する。

◇その他（研究機関が行った措置）

・関係者の処分

当該准教授を学内規程に基づき、令和元年6月28日付けで「出勤停止5日」の懲戒処分を行った。

・交付中又は委託契約中の公的研究費の取扱い

調査開始後、研究費等の使用停止を行った。

・本件の公表状況

令和元年6月28日、本学ホームページに公表（氏名公表なし）